

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 英領バージン諸島, トルトラ島, ロードタウン, ウィッカムズケイ
1, デ カストロストリート 24, アカラビルディング (Akara Bldg.,
24 De Castro Street, Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola,
British Virgin Islands)
(名称) イーバンコ・ホールディングス・リミテッド
(EBANCO HOLDINGS LIMITED)
同代表者 朴 峻弘 (Joon Hong Park)

上記被審人に対する平成 21 年度 (判) 第 21 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 750 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 1 月 26 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実は別紙のとおりである。法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 5 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 11 月 25 日

金融庁長官 三國谷勝範

(別紙)

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 5 号に該当

被審人は、英領バージン諸島、トルトラ島、ロードタウン、ウィッカムズケイ 1、デ カストロストリート 24、アカラビルディング (Akara Bldg., 24 De Castro Street, Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands) に本店を置く法人であるが、

被審人は、平成 21 年 3 月 25 日、その発行する株券がジャスダック証券取引所に上場されている株式会社サハダイヤモンドの発行した新株予約権証券 (株式会社サハダイヤモンド第 8 回新株予約権) 9,582 個を、株式会社船井ビジョンクリエイツから買付価額 3000 万円で取引所金融商品市場外において買い付けるに当たり、当該買付けの相手方の人数と当該買付日前 60 日間に取引所金融商品市場外で行った株式会社サハダイヤモンドの発行する株券等の買付け等の相手方の人数との合計が 10 名以下であり、当該買付け後の株券等所有割合が 97.38 パーセントとなり、かつ、法定の除外事由がないことから、当該買付けは公開買付けによらなければならない、公開買付開始公告をしなければならないものであったにもかかわらず、金融商品取引法第 27 条の 3 第 1 項の規定に違反し、同項の規定による公告を行わないで、当該新株予約権証券の買付けをしたものである。

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 法令の適用

金融商品取引法第 172 条の 5、第 27 条の 3 第 1 項、第 27 条の 2 第 1 項第 2 号

○ 課徴金の計算の基礎

金融商品取引法第 172 条の 5 の規定により、公開買付開始公告を行わなかった株券等の買付け等の価格に当該買付け等の数量を乗じて得た額の 100 分の 25 に相当する額が課徴金の額となることから、

$$(30,000,000/9,582) \times 9,582 \times 25/100 = 7,500,000 \text{ 円}$$

となる。